

多治見市訪問型サービス(独自/定率) サービスコード表(A3) 給付制限 利用者3割負担

※給付制限のかかった方のサービス費を請求する場合に使用します

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付割合	合成単位数	算定単位
種類	項目					
A3	1111	訪問型独自サービス11(制限・3割)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		70% 1,176 1月につき
A3	2111	訪問型独自サービス11日割(制限・3割)		1176単位	日割りの場合 39単位	70% 39 1日につき
A3	1211	訪問型独自サービス12(制限・3割)		(2) 1週に2回程度の場合		70% 2,349 1月につき
A3	2211	訪問型独自サービス12日割(制限・3割)		2349単位	日割りの場合 77単位	70% 77 1日につき
A3	1321	訪問型独自サービス13(制限・3割)		(3) 1週に2回を超える程度の場合		70% 3,727 1月につき
A3	2321	訪問型独自サービス13日割(制限・3割)		3727単位	日割りの場合 123単位	70% 123 1日につき
A3	2411	訪問型独自サービス21(制限・3割)	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287単位	70% 287 1回につき
A3	2511	訪問型独自サービス22(制限・3割)		(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	70% 179
A3	2621	訪問型独自サービス23(制限・3割)		(二)所要時間45分以上の場合	220単位	70% 220
A3	1411	訪問型独自短時間サービス(制限・3割)		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	163単位	70% 163
A3	3211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11(制限・3割)	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	12単位減算 70% -12 1月につき
A3	3220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割(制限・3割)			日割りの場合 1単位減算	70% -1 1日につき
A3	3212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12(制限・3割)			(2) 1週に2回程度の場合	23単位減算 70% -23 1月につき
A3	3213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割(制限・3割)			日割りの場合 1単位減算	70% -1 1日につき
A3	3214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13(制限・3割)			(3) 1週に2回を超える程度の場合	37単位減算 70% -37 1月につき
A3	3215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割(制限・3割)			日割りの場合 1単位減算	70% -1 1日につき
A3	3216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21(制限・3割)		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算 70% -3 1回につき
A3	3217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22(制限・3割)			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間 20分以上45分未満の場合 2単位減算 70% -2
A3	3218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23(制限・3割)			(二)所要時間 45分以上の場合 2単位減算	70% -2
A3	3219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間(制限・3割)			(3) 短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算 70% -2
A3	4211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11(制限・3割)	業務継続計画未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	12単位減算 70% -12 1月につき
A3	4220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割(制限・3割)			日割りの場合 1単位減算	70% -1 1日につき
A3	4212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12(制限・3割)			(2) 1週に2回程度の場合	23単位減算 70% -23 1月につき
A3	4213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割(制限・3割)			日割りの場合 1単位減算	70% -1 1日につき
A3	4214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13(制限・3割)			(3) 1週に2回を超える程度の場合	37単位減算 70% -37 1月につき
A3	4215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割(制限・3割)			日割りの場合 1単位減算	70% -1 1日につき
A3	4216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21(制限・3割)		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算 70% -3 1回につき
A3	4217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22(制限・3割)			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間 20分以上45分未満の場合 2単位減算 70% -2
A3	4218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23(制限・3割)			(二)所要時間 45分以上の場合 2単位減算	70% -2
A3	4219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間(制限・3割)			(3) 短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算 70% -2

※給付制限のかかった方のサービス費を請求する場合に使用します

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付割合	合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A3	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1(制限・3割)	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	70%	1月につき
A3	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2(制限・3割)		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算	70%	
A3	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3(制限・3割)		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算	70%	
A3	8000	訪問型独自サービス特別地域加算(制限・3割)	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	70%	1月につき
A3	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割(制限・3割)			所定単位数の 15% 加算	70%	1日につき
A3	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数(制限・3割)			所定単位数の 15% 加算	70%	1回につき
A3	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算(制限・3割)	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	70%	1月につき
A3	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割(制限・3割)			所定単位数の 10% 加算	70%	1日につき
A3	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数(制限・3割)			所定単位数の 10% 加算	70%	1回につき
A3	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算(制限・3割)	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	70%	1月につき
A3	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割(制限・3割)			所定単位数の 5% 加算	70%	1日につき
A3	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数(制限・3割)			所定単位数の 5% 加算	70%	1回につき
A3	4001	訪問型独自サービス初回加算(制限・3割)	ハ 初回加算		200単位加算	70%	1月につき
A3	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ(制限・3割)	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	70%	
A3	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ(制限・3割)		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	70%	
A3	6102	訪問型独自口腔連携強化加算(制限・3割)	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	70%	50
A3	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ1(制限・3割)	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の270/1000加算	70%	1月につき
A3	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2(制限・3割)		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の287/1000加算	70%	
A3	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ1(制限・3割)		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の249/1000加算	70%	
A3	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2(制限・3割)		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の266/1000加算	70%	
A3	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ(制限・3割)		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の207/1000加算	70%	
A3	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ(制限・3割)		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の170/1000加算	70%	